

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の解説

国土交通省 大臣官房 技術調査課
土地・建設産業局 建設業課

1. はじめに

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。また、その担い手である建設産業は、我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であるとともに、インフラの整備や防災・減災対策などを着実に実施する上で、極めて大きな役割を担っており、国民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、新しい「令和」の時代においても、その使命を果たしていく必要がある。

近年、全国的に自然災害が頻発している中で、相次ぐ自然災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務となっている。また、建設業就業者の高齢化が進行しており、将来における公共工事の品質確保の担い手を育成・確保することが喫緊の課題となっているところ、昨年、労働基準法の改正を含む「働き方改革関連法」が成立したことも踏まえ、公共工事等においても、長時間労働の是正や処遇の改善といった働き方改革を促進することが急務となっている。さらに、建設業及び公共工事の持続可能性を確保するためには、働き方改革の促進と併せ

て生産性の向上を図る必要がある。併せて、公共工事の品質確保を図る上では、測量、地質調査その他の調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしていることを踏まえる必要がある。

これらの状況を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質が確保されるとともに、その担い手の中長期的な確保・育成が図られるよう、先の国会に議員立法で「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、令和元年6月14日に公布・施行された。これは、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保等を図るため、同じく先の国会に提出された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」と併せた、「新・担い手三法」の改正を行ったものである。本稿では、改正品確法の概要について4つの観点別に解説する。

2. 改正品確法の内容

(1) 災害時の緊急対応強化(第3条、第7条関係)

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務とされていることを踏まえ、公共工事等の発注者の責務として、以下が新たに規定

された。

- ① 平常時から労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映を行うとともに、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、見積り徴収の活用等による積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること
- ② 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等、緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること
- ③ あらかじめ建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結等に努めるとともに、発注者間の連携を図るよう努めること

(2) 建設業の働き方改革の促進

- ① 公共工事等の発注者等の責務（第7条関係）
その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結や、年度末における公共工事の過度の集中等を原因とする公共工事の現場における長時間労働の是正を図るため、公共工事等の発注者の責務として、以下が新たに規定された。
 - 1) 地域における公共工事等の実施の時期の標準化を図るため、繰越明許費・債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期等の設定や、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成・公表などの措置を講ずること
 - 2) 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれ

る日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること

- 3) 設計図書の変更に伴う工期等の変更により、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用等の必要な措置を適切に講ずること

② 公共工事等の受注者等の責務（第8条関係）

長時間労働の是正や建設業就業者等の処遇改善を図るためには、公共工事の発注者のみならず、公共工事の受注者や全ての下請業者が果たす役割が大きいことを踏まえ、公共工事等を実施する者の責務として、下請契約を締結するときは、下請業者の技術者や技能労働者の賃金などの労働条件、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金の額など、適切な下請契約を締結しなければならないことが新たに規定された。

(3) 建設現場の生産性向上（第3条、第7条及び第8条関係）

公共工事の持続可能性を確保するためには、働き方改革の促進と併せて、生産性の向上が不可欠である。そのため、公共工事等の受発注者は情報通信技術を活用し、公共工事等の実施の効率化に努め、調査等、施工及び維持管理の各段階において生産性の向上を図ることとされた。

(4) 調査・設計の品質確保（第3条、第7条、第8条関係等）

公共工事の品質確保を図る上では、工事の施工のみならず工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）も、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するなど重要な役割を果たしている。そのため、「公共工事に関する調査等」が新たに広く品質確保の対象として位置付けられ、基本理念及び受発注者の責務等の各規定の対象として追加された。

(5) その他

- ① 発注関係事務に関し援助を適切に行う能力を有する者の活用（第24条関係）

公共工事の品質確保に当たっては、各発注者における発注関係事務を適切に実施するための環境整備が重要であるところ、技術者の不足等の理由により、適正な工期設定等の発注関係事務を発注者自らが適切に行うことが困難な場合が想定される。そのため、国及び都道府県は、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用等（事業促進 PPP, CM 方式等）の促進に努めることとされた。

- ② 公共工事の目的物の適切な維持管理（第3条, 第7条関係）

近年頻発する自然災害や社会資本の老朽化に的確に対応し、国民の安全・安心を確保するとともに、公共工事の目的物の中長期的な維持管理・更新等を含めたトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、公共工事の目的物に対する点検、診断、維持、修繕等の維持管理が重要性を増してきている。これを踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならないこととされた。

3. 国会での審議

品確法の一部改正法案は、令和元年5月24日に衆議院国土交通委員長提案により提出、衆議院国土交通委員会において提案理由説明・審議が行われ、同日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議され、同月28日の衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院では令和元年6月6日に参議院国土交通委員会において審議が行われ、同日に附帯決議と

併せて全会一致で賛成が決議され、同月7日の参議院本会議において全会一致で可決、成立し、同月14日に公布、即日施行された。

改正法案は、原案のとおり可決されたが、国及び地方公共団体等の責務として、

- ① 災害対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり活躍できるよう、平常時から発注者の予定価格の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設定や見積りを活用するとともに、災害時には、見積りを積極的に活用し、その災害対応等に必要な費用を反映した適正な価格となるよう努め、地域における発注関係事務が円滑に推進されるよう発注者間の連携を強化すること
- ② 建設現場で働く技術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な工期設定を推進すること
- ③ 受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、各発注者が連携し、発注見通しを公表する取組の更なる拡大を図るなど必要な措置を講ずること
- ④ 建設現場における生産性向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術・新材料・新工法の導入等を推進すること
- ⑤ 公共工事に関する調査等に関しても、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずること

などが衆・参両院の附帯決議に盛り込まれており、政府としてはこれらの点に留意し、その運用について遺漏のないよう取り組んでいく。

背景・必要性
<p>1. 災害への対応</p> <p>○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務</p> <p>3. 生産性向上の必要性</p> <p>○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務</p>
<p>2. 働き方改革関連法の成立</p> <p>○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務</p> <p>4. 調査・設計の重要性</p> <p>○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割</p>

法案の概要（改正のポイント）	
I. 災害時の緊急対応の充実強化	<p>【発注者の責務】</p> <p>①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択 ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携 ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用</p>
II. 働き方改革への対応	<p>【発注者の責務】</p> <p>①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定 ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、 債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等 ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等</p>
III. 生産性向上への取組	<p>【発注者の責務】</p> <p>①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 【発注者の責務】 ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等</p>
IV. 調査・設計の品質確保	<p>【発注者の責務】</p> <p>公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け</p>
V. その他	<p>(1) 発注者の体制整備 ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 【発注者の責務】 ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等</p> <p>(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 【発注者の責務】 (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】</p>

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1 改正時の概要 (令和元年6月7日成立 6月14日施行)

4. おわりに

品質確保法の一部改正法は本年6月14日に公布・施行されたところである。

公共工事の担い手である建設業は、国民生活や産業活動を支える根幹的な基盤である社会資本の良質な整備を通じて、我が国の経済成長に貢献していくという役割を担うとともに、近年多発している災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興や防災・減災など、国民の安全・安心に寄与することも求められている。建設業が引き続きこうした使命を果たしていく上での最大の課題は、全産業的

に生産年齢人口の減少が進む中での担い手確保である。今後、公共工事の品質を将来にわたり確保するとともに、その担い手の育成・確保を図るには、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備や、長時間労働の是正・週休2日などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠である。

まずは、改正品質確保法をはじめとする新・担い手三法の円滑な施行を図りつつ、法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体や業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正するなど、災害時の緊急対応の充実強化や働き方改革の実現に向けたさらなる改善に取り組んでいく。